

『H31度税制改正大綱(3) 相続法改正に伴う取扱い整備』

昨年の民法改正で決定した2022年からの成年年齢引き下げに伴い、税法上でも相続人や受贈者、居住者等の年齢要件が見直される。相続税の未成年者控除、ジュニアNISAでは18歳未満となる一方、相続時精算課税制度、直系尊属から贈与を植えた場合の贈与税の特例、相続時精算課税適用者の特例(受贈者に孫等を追加)、非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度、及びNISAでは18歳以上となる。

また、同じく民法の改正で「配偶者居住権」が設定された。遺産分割協議、遺贈、家庭裁判所の審判、のいずれかにより取得できるもので、建物の相続税評価額、残存耐用年数と配偶者の平均余命等、及び法定利率による複利現価率から算出する。また、その敷地については、土地の相続税評価額及び建物と同じ複利現価率から「敷地利用権」の額を算出する。建物及びその敷地等の評価では通常の評価額から上記2つの額を控除して計算し、相続税が課される。

さらに、被相続人に無償で療養看護等の労務を提供したことにより、財産の維持又は増加に特別の寄与をした親族が相続人に請求できる「特別寄与料」も創設された。その者(特別寄与者)は遺贈により寄与料を取得したとして相続税が課され、相続人は寄与料の額を課税価格から控除する。



『「特定技能」導入迫る 外国人雇用は新たな局面へ』

法務省は現在日本が抱える労働力不足問題の解決のため、新たな外国人材の受け入れに関する在留資格「特定技能」を創設する。平成30年12月25日「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」が閣議決定された。同基本方針では「特定技能」による就労外国人の雇用において、原則直接雇用、社会保険関係法令の遵守や日本人と同等以上の報酬額の必要性等を挙げている。「外国人技能実習制度」が研修目的の在留資格であるのに対し、「特定技能」は外国人技能実習を修了又は特定技能評価試験に合格した者に与えられる在留資格であるため、日本語力・技術力等一定の水準を満たす外国人に与えられる。また、「働き方改革関連法案」の「同一労働同一賃金」が適用される可能性もある。そのため、「(1)職務内容(2)職務内容・配置の変更範囲(3)その他の事情の客観的・具体的な実態」に即し不合理な待遇差別は避けるべきだろう。2019年4月より、予定している14業種のうち現在人手不足が深刻な宿泊業、介護業、外食業から特定技能評価試験を実施する予定だ。

「特定技能」による外国人雇用をする事業主はハローワークを通じ、「外国人雇用状況の届出」(雇用対策法)を厚生労働大臣に対し行う必要がある。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます